

12月定例議会・藤田議員の一般質問



紙保険証廃止に伴う対応を問う

米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

12月定例議会（12月4日）での藤田議員の一般質問の内容です。「紙の保険証を廃せ」との立場で保険証廃止に伴う対応、社会福祉協議会が行っている権利擁護センター事業、人事院勧告の対応に対する一般質問をしました。詳しくは米原市議会のホームページでの動画をご覧ください。（人事院勧告については次号で）

藤田議員の一般質問

「紙の保険証を廃せ」の立場

Q、米原市の国保及び後期高齢者でマイナ保険証を持たない市民の割合と対応は。
A、マイナンバーカードを持たない方は、10月末時点で15・8%となっております。マイナ保険証をお持ちでない米原市の国保被保険者は9月末現在で23・2%、後期高齢者医療の被保険者は24・4%となっております。紙の保険証は有効期限まで有効で、その後の対応については、マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持たない方には、従来の被保険者証と同様に使用できる「資格確認書」を交付します。

過去に受診履歴がある場合は、過去の情報を確認すること、3割等の負担で受診いただけることとされています。いずれの方法によっても資格の確認ができない場合は、対象者に申し立てで10割負担を求めるとはしないと認識しています。

カード紛失時は資格確認書を交付

Q、紛失の場合の再交付にかかる期日と、その間の対応を問う。
A、紛失された場合は、24時間対応のマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡いただくようご案内しています。その上で市役所へ紛失の届け出をしていただき、市役所本庁舎で資格確認書を即日交付する予定です。

Q、退職等に伴う保険異動に伴うマイナ保険証の異動はどうなるのか。
A、退職された場合や転出が必要ですが、情報連携には数日程度必要となります。国民健康保険においては、窓口で迅速かつ確実な資格確認等を行い、国保加入時はマイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付します。

権利擁護事業と成年後見

Q、権利擁護事業と成年後見事業の実績は。
A、今年度の令和6年10月末時点で、相談件数は、認知症高齢者が10件、知的障害者7件、精神障害者5件、その他1件の計23件です。また、支援実績は、認知症高齢者18人、知的障害者46人、精神障害者20人、その他、知的障がい疑いの方が1人の計85人です。

Q、有効期限後の更新手続きは5年となっていることについては。
A、有効期限3か月前には国から本人に電子証明書の更新申請の案内が郵送で通知されます。マイナンバーカードの更新手続きは、市役所本庁舎のほか山東支所や各市民自治センターで済ませることができます。
Q、マイナ保険証でトラブル時の対応について問う。
A、マイナンバーの資格情報画面の確認を行うほか、

過去に受診履歴がある場合は、過去の情報を確認すること、3割等の負担で受診いただけることとされています。いずれの方法によっても資格の確認ができない場合は、対象者に申し立てで10割負担を求めるとはしないと認識しています。

Q、有効期限3か月前には国から本人に電子証明書の更新申請の案内が郵送で通知されます。マイナンバーカードの更新手続きは、市役所本庁舎のほか山東支所や各市民自治センターで済ませることができます。
Q、マイナ保険証でトラブル時の対応について問う。
A、マイナンバーの資格情報画面の確認を行うほか、

過去に受診履歴がある場合は、過去の情報を確認すること、3割等の負担で受診いただけることとされています。いずれの方法によっても資格の確認ができない場合は、対象者に申し立てで10割負担を求めるとはしないと認識しています。

Q、電子証明書の有効期限が5年となっていることについては。
A、有効期限3か月前には国から本人に電子証明書の更新申請の案内が郵送で通知されます。マイナンバーカードの更新手続きは、市役所本庁舎のほか山東支所や各市民自治センターで済ませることができます。
Q、マイナ保険証でトラブル時の対応について問う。
A、マイナンバーの資格情報画面の確認を行うほか、

有効期限後の更新手続きは

Q、電子証明書の有効期限が5年となっていることについては。
A、有効期限3か月前には国から本人に電子証明書の更新申請の案内が郵送で通知されます。マイナンバーカードの更新手続きは、市役所本庁舎のほか山東支所や各市民自治センターで済ませることができます。
Q、マイナ保険証でトラブル時の対応について問う。
A、マイナンバーの資格情報画面の確認を行うほか、

過去に受診履歴がある場合は、過去の情報を確認すること、3割等の負担で受診いただけることとされています。いずれの方法によっても資格の確認ができない場合は、対象者に申し立てで10割負担を求めるとはしないと認識しています。

Q、マイナ保険証でトラブル時の対応について問う。
A、マイナンバーの資格情報画面の確認を行うほか、

過去に受診履歴がある場合は、過去の情報を確認すること、3割等の負担で受診いただけることとされています。いずれの方法によっても資格の確認ができない場合は、対象者に申し立てで10割負担を求めるとはしないと認識しています。

Q、すべての被保険者に資格確認書を送付してはどうか
A、国からの通知では、被保険者が電子資格確認を受けられることができない状況にあるかどうかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められないとされています。

